

文部科学省及び与党（中間報告）による教育基本法の改悪を許さない決議

本年6月16日、自民党・公明党の教育基本法改正協議会は、「教育基本法に盛り込むべき項目と内容について（中間報告）」（以下、単に「中間報告という」）を発表した。この中間報告は、教育基本法の全面改正を目指すものであり、2003年3月20日発表の文部科学省の最終答申と比べても、改悪の狙いより露骨にを示す内容となっておりとうてい容認できない。

第1に、中間報告は、「平和な国家及び社会の形成者」、「個人の尊厳を重んじ」、「個人の価値をたつと」という文言を教育基本法前文や1条（教育の目的）から削除する一方、「公共の精神を重んじ」であるとか、「郷土と国を愛す（自民党案）」、「郷土と国を大切に（公明党案）」するなどの文言を盛り込もうとしており、愛国主義的・国家主義理念の意識的導入が図られている。これは、有事法制の制定など、一連の「戦争をする国づくり」に呼応したものであり、平和を希求する社会とそのための人づくりに対する挑戦である。

第2に、中間報告は、現行法3条（教育の機会均等）から「すべて」「ひとしく」の文言を削除するとともに9年間の普通教育規定（4条）を削除し、義務教育期間の弾力化を提案している。これは「能力」主義・競争主義をより一層徹底するものであり、「平等」「機会均等」という教育基本法の基本理念を変質させるものである。

第3に、中間報告は、5条の男女共学規定を削除するとしており、これは改憲論議における憲法24条「家庭生活における個人の尊厳と両性の平等」の「改正」要求と軌を一にするものであって、両性の平等への逆行といわざるをえない。

第4の問題点は、国民の教育権を奪い、行政による教育内容への不当な介入を目論んでいることである。現行法10条1項（教育行政）は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負って行われるべきものである」と定め、国民の教育権のもとに、国家の教育内容への介入を戒めている。ところが、中間報告では、主語を「教育」から「教育行政は」に転換し、「教育行政は、不当な支配に服することなく、国・地方公共団体の相互の役割分担と連携の下に行われる」と、教育行政の「不可侵性」を明示している。かかる改悪が行われたならば、今日問題となっている、東京都による日の丸・君が代の強制は、教育基本法によって容認される一方、不当な支配と闘っている運動は教育行政に対する「不当な支配」と評価されかねないこととなる。

自由法曹団は、平和と民主主義、基本的人権を守り発展させる法律家の立場から、教育基本法の国会提出に強く反対するとともに、今後も、幅広い市民・市民団体との連携を図りながら、教育基本法の改悪を阻止する運動に全力を尽くすものである。

2004年10月25日

自由法曹団2004年総会